

社会福祉法人 白川直会会定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ・特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ・老人デイサービス事業の経営
- ・老人短期入所事業の経営
- ・老人居宅介護等事業の経営
- ・生計困難者に対する相談支援事業

(名称)

第二条 この法人は社会福祉法人白川直会会といふ。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を熊本県熊本市東区上南部1丁目16番36号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ)の合計が評議員総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

難しい

(評議員の報酬等)

第九条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 評議員に対して、評議員会において別に定める社会福祉法人白川直会会評議員等に対する報酬及び費用弁償規定に遵じて支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもつて構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)理事及び監事の選任又は解任
- (2)理事及び監事の報酬等の額
- (3)理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4)計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5)定款の変更
- (6)残余財産の処分
- (7)基本財産の処分

- (8)事業計画及び収支予算
- (9)臨機の措置
- (10)公益事業に関する重要な事項
- (11)解散及び合併の決議
- (12)社会福祉充実計画の承認
- (13)その他評議委員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議委員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員を除く評議員の三分の二以上の多数をもって行わなければならない。

(1)監事の解任

(2)定款の変更

(3)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事の経緯の要領及びその結果を記載した議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1)理事 6名

(2)監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する

(役員の資格)

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってならない。

(理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び熊本市長に報告するものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(役員の任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二三条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員に対して、評議員会において別に定める社会福祉法人白川直会会評議員等に対する報酬及び費用弁償規定に遵じて支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第二六条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(4)理事長の専決事項は別に定める社会福祉法人白川直会会決裁規定による。

(召集)

第二七条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は、監事から会議に付議すべき事項を示し

て理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、特別な利害関係を有する理事を除く理事の三分の二以上が出席し、法令に特別に定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事の経緯の要領及びその結果を記載した議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の財産は、これを分けて基本財産、その他の財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 熊本県熊本市東区上南部所在の敷地

熊本県熊本市東区上南部1丁目327番1 (宅地)	454.34	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目327番2 (宅地)	3.68	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目335番 (宅地)	448.05	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目336番 1 (宅地)	212.81	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目336番 2 (宅地)	75.58	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目337番 2 (宅地)	683.70	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目337番 3 (宅地)	129.26	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目337番 6 (宅地)	200.00	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目528番2 (宅地)	425.34	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目337番 1 (宅地)	562.13	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目337番 5 (宅地)	474.11	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目348番 2(宅地)	43.51	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目337番4 (山林)	550.00	m ²
熊本県熊本市東区上南部1丁目340番 (山林)	94.00	m ²

合 計 4356.51 m²

(2) 熊本県熊本市東区上南部1丁目337-2所在の建物

鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

施設延床面積 3413.27 m²

3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第三九条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、熊本市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、熊本市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第三三条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第三四条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長において編成し、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告び決算)

第三五条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の付属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
- (6)財産目録

2 前号の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三六条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三七条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三八条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三九条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1)居宅介護支援事業所り苑の設置経営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第四〇条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業または公益事業に充てるものとする。

第八章 解散及び合併

(解散)

第四一条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四二条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第四三条 合併しようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、熊本市長の認可を受けなければならない。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四四条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、熊本市長の認可(社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を熊本市長に届け出なければならない。

第十章 公示の方法その他

(公示の方法)

第四五条 この法人の公告は、社会福祉法人白川直会会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

2 解散時の債権申出の催告及び破産手続きの開始については、前項の規定に係わらず官報によって公告する。

(施行細則)

第四六条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

(1)この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 小島 カヅエ
理 事 長田 幸基
〃 角中 直也
〃 長山 省司
〃 小山 浩徳
〃 米村 静也
監 事 有馬 聰
〃 宮崎 正子

(2)この定款は、平成15年4月1日から施行する。

(3)平成16年4月1日 改正

○第1条1項1号

・特別養護老人ホーム白川直会会設置経営を介護老人福祉施設るり苑の設置経営に変更

○第1条第1項第2号

・老人デイサービス事業(るり苑デイサービスセンター)を(指定通所介護事業所 るり苑)へ変更

・老人短期入所事業に、(指定短期入所生活介護事業所 るり苑)を追加

・老人居宅介護等事業(指定訪問介護事業所 るり苑)を追加

・第13条第1項評議員数13名を14名に変更

・第五章 公益を目的とする事業全条を追加

(4)平成17年4月1日 改正

○第18条2項1号

熊本県熊本市上南部1丁目327 474m²を削除

熊本県熊本市上南部1丁目327番1 457m²を追加

熊本県熊本市上南部1丁目327番2 16m²を追加

熊本県熊本市上南部1丁目337番6 200m²を追加

合計 2,021m²を合計 2,220m²へ変更

○第18条2項2号

熊本県熊本市上南部所在の建物

施設延床面積 3,396,43m²を追加

(5)平成17年7月27日 改正

社会福祉法人定款準則の改正により改正

(6)平成18年3月31日 改正

○第18条第2項第1号の全宅地面積を変更とともに「宅地」と追加

○第18条第2項第2号に「鉄筋コンクリート造陸屋根3階建」を追加

(7)平成18年8月1日 改正

第一条 第1項 第(2)号に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を追加

(8)平成19年3月1日 改正

第七条 1項、2項を定款準則に沿って改正

(9)平成19年11月22日 改正

(10)平成21年7月1日 改正

第四条 法人の事務所を熊本県熊本市上南部1丁目337-2から

熊本県熊本市上南部1丁目16-36に変更

(11)平成22年5月26日改正

○障害福祉サービス事業の経営の削除

○評議員の廃止。定款十三条～十七条の削除

(12)平成24年4月1日改正
政令市移行に伴い、住居表示に東区を追加

(13)平成25年4月1日改正
第一三条 2項の(2) 建物の所在に1丁目337-2を追加

(14)平成26年1月1日改正
条項等の誤りを訂正

(15)平成26年6月1日改正
延床面積を変更

(16) 平成27年1月1日改正
第一条(2)の第二種社会福祉事業に生計困難者に対する相談支援事業を追加

(17) 平成28年5月28日
第十三条に基本財産を追加

(18) 平成28年12月27日改正
社会福祉法人定款例の改正により改正
この定款は、平成29年4月1日から施行する。

(19) 平成30年4月1日改正
○第二四条2項及び3項条文変更 (職員)について
変更前

2 この法人の設置経営する施設の長他重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は理事長が任免する。

変更後

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は理事長が任免する。

○第二九条2項条文変更 (議事録)について

変更前

2 理事長及び理事会に出席した理事のうちから選出された議事録署名人二名及び監事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

変更後

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

○第三〇条2項1号

熊本県熊本市東区上南部1丁目337番 1 (宅地) 562.13 m² を追加

熊本県熊本市東区上南部1丁目337番 5 (宅地) 474.11 m² を追加

熊本県熊本市東区上南部1丁目348番 2(宅地) 43.51 m² を追加

熊本県熊本市東区上南部1丁目337番4 (山林) 550.00 m² を追加

熊本県熊本市東区上南部1丁目340番 (山林) 94.00 m² を追加

合 計 2632.76 m² を合計4356.51m²に変更